

2025 貿情セ調（経提）第 5 号

2026 年 2 月 24 日

経済産業省

貿易経済安全保障局 貿易管理部

安全保障貿易管理課 末森課長

安全保障貿易審査課 安倍課長

CC：椎名分析官、鈴木課長補佐、清水課長補佐

中谷課長補佐、栗山課長補佐

一般財団法人 安全保障貿易情報センター

制度専門委員会 制度・手続分科会 主査 吉田昌弘

制度関連要望書 WG リーダー 米長 修

特例・包括許可制度・運用の合理化について

はじめに：

外国為替及び外国貿易法（外為法）では、第 1 条で「管理及び調整は必要最小限で行う」ことが明記されています。また、2024 年 4 月の産業構造審議会安全保障貿易管理小委員会からも「技術の機微度や安全保障上の懸念度等に応じたメリハリのある運用が望ましい」と提言されているところであります。

実際に、リスト規制該当品目の機微度と仕向地や用途等の懸念度に応じて、特別一般包括許可の適用範囲が条件付きで拡大される等、包括許可を中心とした運用面の緩和が進められています。

しかし、我が国からのリスト規制該当品目の輸出等に際しては、品目や仕向地等に関わらず許可の取得が前提であり、米国等に比べて特例適用範囲も狭く、包括許可が適用可能な取引であっても、包括許可適用の為の最終判断権者による決裁や輸出前後の各種管理業務の負荷が高いと考えます。加えて、特例適用時も含め、輸出者自身による該非判定が原則であるため、該非判定に係る業務負荷と判定結果に伴うリスクが輸出者に偏重していると感じております。これらの結果、審査フローや取引までのリードタイムが長くなる傾向にあり、国際競争力の低下による機会損失を招くケースが散見されております。

輸出管理において本来最も重要な「用途・需要者等の確からしさを高めるための手続き」の実効性を高めるためには、より機微度・懸念度の高い取引を早期に補捉して精査するための活動や、日本から輸出された貨物・技術が適切に管理されるように海外子会社等に対する支援・指導等の活動にこそ、そのリスクに応じて限られたリソースを重点的に振り向けることが重要であると考えます。

ついては、機微度や懸念度が相対的に低いと考えられる取引類型を抽出し、かかる背景事情や国際比較も踏まえ、特例と包括許可を主とした制度・運用の合理化について、以下提言させていただきます。

総論：

この度、輸出管理に係る制度・運用の合理化を目的とする見直し要望の対象として、機微度・懸念度が相対的に低いと考えられる取引類型を表 1 の通り抽出した。

それぞれの取引類型において、我が国の企業等が直面している負担や問題点につき、国際比較等を通して、現状の制度面に関連する課題・問題意識を示した上で、我が国の競争力確保の観点から、制度・運用での見直しの要望を具体的に提言する。

【表 1】 相対的に機微度・懸念が低いと考えられる取引類型

I. 返品・返送
II. 一時的輸出・持出
III. 主にグループ A を仕向地とする取引全般 特に親会社による管理・指導が有効に機能している海外子会社等との取引

I. 返品・返送

1. 現状

「貨物を輸入元にそのまま、又は元の状態に修理して戻す」または技術をその同一性を一定程度保ちつつ、当初の提供者に対して再提供する」という意味で、本来、返品・返送は総じて懸念度が低い取引類型である。外為法では、日本から輸出した貨物や技術が、最初の輸出の時点、または輸入の時点と同一の仕様のままに、同一の相手先に確実に戻ることを前提とし、「特例」（無償告示と運用通達で規定）と、「特別一般包括輸出・役務（使用に）に係るプログラム」取引許可返送に係る輸出」（包括許可要領で規定）、又は貿易外省令第 9 条第 2 項の一部、「特別一般包括役務取引許可 返送に係る技術の提供」（包括許可要領で規定）が下記(1)(2)(3)の通り整備されている。

(1) 修理特例（無償告示第一号 1）：

- ① 日本から輸出した貨物の修理後（仕様変更のないもの）の再輸出に適用可能だが、1:1 の交換を含むことは運用通達に規定されているものの、結果的に修理にまで至らない点検・校正・検査後の返送の扱いが曖昧であるため、特例適用可否の判断に迷いが生じ易い。

一方、EAR の交換部品の輸出・再輸出に係る許可例外 RPL^{*1}(Replacement Parts License Exception) では、サービス定義として規定されている。

- ② 修理品の本邦着荷後でないと代替品を手配できないため、輸出した製品（特に製造装置等）の故障に際し、顧客での運用停止期間が長期化してしまい、本来日本の強みである保守・修理・点検サービスの競争力が削がれてしまう局面がある（EAR では、§740.10 の許可例外 RPL で、(a)(2)(iii)に記載の通り、破壊するか、交換品の供給者又はその供給者の実

際の管理下にある外国企業に直ちに返送する事を条件に、先行して代替品を送付可能)。

(2) 特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可「返送に係る輸出」（包括許可要領）：

輸出令別表第1の2の項から16までの項（1の項でないことの確認は必要だが、該非判定結果が不明な場合も含む）に掲げる貨物の輸出のうち、外国から輸入された貨物を輸入元に返送する際、下記何れかの返送経緯に限り適用可能である。（前提：性能、特性等の向上がないこと）

- ① 日本から輸出した貨物が組み込まれた他の貨物（輸出貨物そのものであれば修理特例を優先）の評価、検査、修理又は交換のための返送。
- ② 日本に輸入された貨物の種類、品質（故障を含む）、数量等が契約内容と相違する等本邦側で予期しなかったことによる返送。
- ③ 当該貨物の分析、評価等のために無償で一時的に日本に持ち込まれた貨物を、無償で返還するための返送（輸入許可から1年以内）

(3) 特別一般包括役務取引許可「返送に係る技術の提供」（包括許可要領）：

外為令別表の2から16までの項（貨物と同じく、1の項でないことの確認は必要だが、該非判定結果が不明な場合も含む）に掲げる技術の提供のうち、外国から提供された技術を提供元に返送する際、下記何れかの返送経緯に限り適用が可能である。（前提：性能、特性等の向上がないこと、②④については、軽微な変更に限られる場合も可）

- ① 返送に係る輸出に際して行われる、輸出される貨物に内蔵又は付随する技術データの提供。
- ② 日本から提供された技術であって、評価、検査、修正又は交換等のために返送された技術の再提供。
- ③ 外国から提供された技術の種類、品質（故障を含む）、数量等が契約内容と相違する等本邦側で予期しなかったものによる返送のための技術の提供。
- ④ 当該技術の分析、評価等のために無償で一時的に外国から提供された技術を無償で返還するための提供。（提供を受けた日から1年以内）

上記（2）及び（3）における「返送に係る輸出」及び「返送に係る技術の提供」の際に想定される輸出管理上のリスクは、返送経緯を問わず、修理特例が適用可能な取引類型と比べても同等に低いにも関わらず、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可及び特別一般包括役務取引許可の適用に係る社内審査に加え、書類の入手・管理業務等、企業側の負荷が相対的に高い。加えて、技術については、外国からの技術導入や国際的な共同研究開発等の実施における適用を想定した場合、提供の経緯や時期に制約がかかることは、当該許可の適用範囲を過度に狭める結果となっている。

一方、EARの一時的取引に係る許可例外 TMP^{*2}（Temporary Imports, Exports, Reexports, and Transfers）では、§ 740.9 TMP(b)(3)にて、「外国原産品目の返送」として、「外国原産品目は、米国内で特性や機能が強化されていない場合、この許可例外に基づいて

輸入国に返送することができる」と規定されており、範囲が広い。

貨物の返品・返送について、特に「修理して戻す」場合、同一の仕様のままであることの蓋然性を担保するには、日本から輸出した貨物に対象を限定する必要があることは理解できるが、外国からの輸入貨物も含む返品・返送行為全般に際し、適用可能な特例が欧米に比べて相対的に限られていることに加え、それに伴う解釈の曖昧さにより管理業務面での負荷が高い。

また、技術の返品・返送（提供を受けた技術の提供元に対する再提供）に際しても、外国の事業者からの技術導入において、自社又は自社顧客の要求への適用可否を当該外国事業者と照会するケースや、共同研究開発等において当該外国事業者との間で内容照会やディスカッションを行うケース等において、外国から輸入された技術を、その同一性を一定程度保ちつつ当該外国事業者に再提供する必要が生じた場合、たとえ軽微な内容であっても許可取得後でなければ、かかる照会等が実施できない現状、本邦企業及び日本国にとって、有用な技術を保有する外国事業者との円滑なコミュニケーションを阻害している。

については、経済・技術の両面で国際競争力の向上を促進すべく、想定リスクに応じた特例適用の運用緩和・合理化の余地があると考えます。

2. 要望

(1) 修理特例（無償告示第一号 1）の明確化と適用範囲の拡大

- ① 「修理」に関して、「結果的に修理にまで至らない点検・校正・検査を含む」への適用範囲の拡大・明確化を要望する。
- ② 顧客での運用停止期間を短くするための代替品の先行輸出も修理特例の対象とする適用範囲の拡大を要望する。

(2) 特一包括の「返送に係る輸出」の特例化もしくは規制緩和

特一包括の「返送に係る輸出」は、EAR§ 740.9 Temporary imports, reexports, and transfers (in-country) (TMP)(b)-(3)の許可例外と同様の制度とすべく見直し検討を要望する。

もしくは、1 項に非該当であること、大量破壊兵器開発用途以外であることが確認できれば許可不要とする改正を要望する。

それが難しい場合は、特一包括「返送に係る輸出」の運用緩和策として報告義務を簡略化する等の検討を要望する（検討例：返送する貨物の輸出申告の際に、インボイス／輸入許可書に記載の型番／シリアル番号が記載されていれば、報告の必要性はないものとする）。

(3) 特一包括の「返送に係る技術の提供」の特例化もしくは規制緩和

特一包括の「返送に係る技術の提供」について、以下の通り要件を緩和したうえで、EAR§ 740.9 Temporary imports, reexports, and transfers (in-country) (TMP)(b)-(3)と同様の許可不要（許可例外）とする改正を要望する。

許可不要（許可例外）とすることが難しい場合は、特一包括の「返送に係る技術の提供」運用緩和策として、下記要件への改正を要望する。

- ① 期間の制限（提供を受けた日から 1 年以内）、当初の技術提供の態様にかかる要件（分

析、評価等のために無償で一時的に提供されたもの) を撤廃

II. 一時的輸出・持出

1. 現状

「貨物・技術を日本に戻す前提で、日本から一時的に輸出する（一時持出を含む）」という趣旨において、本来、一時的輸出は総じて懸念が低い取引類型である。しかし、特例適用要件は、「一時的に出国する者が携帯し、又は税関に申告の上別送する場合（本人の使用に供すると認められるもの）」に限られ、対象貨物も、無償告示第二号 5（暗号装置関連）、6（自給式潜水用具）に限定される。日本の輸出者の元に確実に戻ることの蓋然性を担保するために、輸出者自身による海外渡航を伴う携帯又は荷受を前提とする意図は理解できるが、本邦企業による日本からの一時的輸出・持出全般について適用可能な特例が実質存在しないため（少額特例が適用可能な場合を除く）、業務の負荷・遅延が相対的に高く、想定リスクに応じた運用緩和の検討の余地があると考ええる。

(1) 展示会特例（無償告示第一号 3）：

展示会等のために一時的に輸出する貨物については、日本で開催される展示会のために一時的に輸入した貨物を返送（ATA カルネを利用して輸出入）する場合にのみ適用可能である。

一方、海外で開催される展示会等のために日本から輸出する場合に適用可能な特例が存在しないため、特に海外でのプロモーション活動等において管理業務面での負荷が高く、スピード・サービス面で劣後を強いられる局面が見受けられる。

（EAR では、展示会やデモ用貨物につき、下記要件で許可例外 TMP が設けられている。）

- ・テロ支援国向けを除く
- ・輸出者が所有権を保持し、国外で適切な管理を確保、全品の持ち帰り義務
- ・使用は最小限、120 日以内に展示・デモを完了（延長は BIS 許可で可）
- ・保税倉庫での保管が可能、輸出書類には輸出者を最終荷受人として記載

2. 要望

日本からの一時的な輸出・持出はリスクが低いにもかかわらず、現行制度では特例が限定的で業務負荷や遅延が発生している。海外展示会向け貨物にも適用可能な柔軟な特例運用を求め、EAR の許可例外 TMP を参考により合理的な条件設定を提案する。これにより、手続き負荷の軽減や国際ビジネス活動の促進が期待される。なお、想定されるリスクに対しては、下記対策により安全保障貿易管理上の実効力は担保が可能と考ええる。

- (1) 使用期間を制限(120 日以内等)
- (2) ATA カルネ利用
- (3) 輸管教育と定期監査で法令遵守を確保する。

Ⅲ. 主にグループAを仕向地とする取引全般

特に管理・指導が有効に機能している海外関係会社等との取引

1. 現状

リスト規制該当品目の日本からの輸出等に際しては、品目の機微度や仕向地・需要者等の懸念度に関わらず、一部特例を除き許可が前提である。これに関し、本邦の特例制度と特別一般包括許可制度を中心に、我が国の海外での競争力向上という視点で、現状・課題の認識を下記する。

(1) 特例

- ① 機微度・懸念度の低い特定の取引類型を対象に整備されているが、欧米と違い仕向地・需要者等の懸念度を考慮した特例は存在しない（米国 EAR では、グループ A 国よりも広い Country Group B 向けを対象に、許可例外 GBS^{*3}で、欧州でも、EU 域内とは別に域外も対象に、EU 一般輸出許可（ANNEX II UNION GENERAL EXPORT AUTHORISATIONS^{*4}）で、広範な品目に適用）。
- ② 量子コンピューターや半導体関連等の新たな新興技術規制において、米国では、信頼できるパートナー国向けの新たな許可例外（License Exception Implemented Export Controls（IEC^{*5}））を設ける等、所管省庁と輸出者双方の合理性・機敏性を重視する姿勢が窺える。この点、（貿易外省令第9条第2項第十六号を例外とすれば）グループA国との共同研究や国際会議等において、上記特例対象範囲内の技術であっても、日本から提供・共有する場合、個別許可を取得する必要が生じる（特に重要・新興技術に関しては、グループA国への技術提供であっても特別一般包括許可の適用範囲外である）ため、グループA国側との共同開発の円滑な遂行の妨げとなり、その結果、我が国の新興技術分野におけるプレゼンスの低下、機会損失が懸念される。

この傾向は、グループA国に所在する関係会社との日常的な業務遂行においては、特に顕在化しつつある。特に、同志国連携による先端技術分野における研究・開発において、国が掲げる Run Faster 戦略を推進していく上でも、早急な改善・運用緩和が必要と考える。

(2) 特別一般包括許可

- ① 貨物・技術と仕向地のマトリックスにて、貨物・技術の機微度や仕向地・提供地の懸念度に応じて適用範囲が規定されており、特にグループA国向け取引に際しては、最終用途とその確からしさに応じて失効・報告等の条件管理の元、広範な品目に渡って特別一般包括許可が適用可能である。一方、欧米では、品目・仕向地・提供地に応じてそもそも許可不要となる取引や特例が適用される取引の範囲が広い上に、例えば以下の法規等建付の違いから、許可不要や特例適用が除外となる条件が限定的である。

- ・優先項番の考え方：日本ではWMD関連項番が優先される一方、欧米ではワッセナーアレンジメント（WA）が優先。
- ・WMD用途の定義：民生用のロケットやドローン用途について、日本では連続航続距離が300kmを超える場合には須らくWMD用途に区分される一方、欧米では仕向地に応じて

民生用途に区分。

- ・軍事エンドユース、エンドユーザーの適用範囲：欧米では適用される仕向地が限定的。

これらの結果、特にグループ A 国向け取引（とりわけ、大量破壊兵器関連項番に該当する品目や、連続航続距離が長い民生ロケットやドローン用途、軍事用途、軍向け取引）においては、輸出管理工数とリードタイムの両面で、我が国の国際競争力は劣後し、機会損失に繋がる事例が増加する傾向にある。

- ② 国際レジームに準じて日本と同等の輸出管理レベルにあるという観点から、グループ A 国における需要者未確定のストック販売に際しては、需要者又は利用する者として予定される者等についての確認と、特別一般包括許可を適用できない第三国に転売される予定がないことの確認を免除する措置が取られている。

しかし、用途については、ストック販売かどうかを問わず包括許可要領に規定する条件（失効、届出、報告）の履行を伴う。そのため、海外子会社への管理・指導の強化を通して用途・需要者等の現地確認レベルを高めるほど、通常商慣習では知り得ない需要の概要（サプライチェーン末端で搭載される最終製品の製造者や用途情報等に加え、輸出後の変更情報等）の詳細な把握が進み、本来最も重要な「用途・需要者等の確からしさを高めるための手続き」の実効性の向上に繋がる。

しかしその反面、需要の概要が当初想定と異なっていた、又は変更されていた等、新たな事実（例えば、専ら民生用途に用いられる汎用品の一部が軍事用途にも用いられていた等）が事後に判明し易くなり、外為法違反リスク（結果責任）も格段に高まってしまいう実情がある。グループ A 国に所在する自主管理レベルの高い海外子会社にとっては、管理面の負担がリードタイムやコストの増加に直結し、現地競合企業に対して事業の競争力の劣後を強いられかねない現状下、親会社が求める外為法関連の対応に対する忌避感や抵抗感の助長が危惧される。

- ③ グループ A 国、特に同盟国である米国や欧州同志国との間で、軍事・軍用関連事業の共同開発を含む取組が拡大する中、防衛装備品移転に係る各種運用緩和（特例拡充、特別一般包括許可の適用範囲拡大等）が進みつつあるが、デュアルユース品目の軍事・軍用取引についても、安全保障・経済安全保障の両面で管理強化と並行した運用緩和による我が国の制度的な競争力の維持が重要と考える。

については、特にグループ A 国間取引における一定の Level Playing Field を確保できるよう、特例や特別一般包括許可の運用緩和を主とした下記要望を具体的に列挙すると共に、グループ A の中でも更に同等の管理レベルにある同志国間取引における我が国のプレゼンスを高めるための方策（新たな特例・特定包括許可制度等も念頭に入れた同志国連携の在り方）について、今後の更なる検討の一助としたい。

2. 要望

(1) グループ A 国に所在する海外関係会社との技術共有

- ① 国際的な合意のもとに行われる同志国、同盟国との間の共同研究・開発の中で行われる役務取引は輸出許可を不要とする特例の拡充を要望する。
- ② もしくは、特例適用範囲を同志国、同盟国に所在する海外グループ会社（資本関係 50% 超）との間の共同研究・開発の中で行われる役務取引に限り拡大する。
- ③ 特例の制定が困難な場合、国際的な安全保障環境が厳しさを増す中、WA の枠組みではなく同志国の合意によって追加された、重要・新興技術に関連する特定の輸出規制品目に関しては、同等の輸出管理措置を講じている国で構成される国区分（例：地域等）を新設し、特一包括許可の対象拡大を要望する。

(2) 取引の経路が日本→グループ A 国→最終需要者（グループ A 国以外）となるケースにおいて、グループ A 国において同国個別許可を取得している取引については、最終需要者の所在国に基づき本邦での個別許可申請が必要となるケースにおいても特別一般包括許可利用での輸出を可能とする。

理由①：最終需要者により近いグループ A 国当局における審査において輸出が許可されているケースにおいて、サプライチェーン上最終需要者から遠くに位置している日本においても個別許可の取得が必要となることは、同志国・同盟国間で重複の管理を行ない、屋上屋を架す過剰な運用とも解される。（加えてこのようなケースにおいては最終需要者に近いグループ A 国の方が相対的に情報量が多く、遠隔の日本側での審査は自ずとグループ A 国側と比して難度が高くなり、審査水準の確保の労が日本側企業の方が高いことが容易に想定される）

理由②：海外子会社への管理・指導の強化を通して用途・需要者等の現地確認レベルを高めることによって輸出者としての負荷や顧客への出荷リードタイムが増加することは、管理強化を行うことへのインセンティブを喪失させる。

(3) 特別一般包括許可の失効条件の見直し（WMD 用途区分の国際化）

日本では WMD 用途に区分され特別一般包括許可が失効となる民生用のロケットやドローン用途について、グループ A 国向けに限り、特別一般包括許可の適用を可能として頂きたい。

(4) グループ A 国に所在し、日本の親会社による管理・指導が良好と認められる海外子会社を対象とした特別一般包括許可の運用緩和による以下の運用合理化を要望する。

- ① グループ A 国（特に同盟国である米国）に所在し、日本の親会社による管理・指導が良好と認められる海外子会社向けに限り、報告要件の緩和（同一継続取引を除外し、新規取引に限定する等）、および手続の合理化（報告頻度や報告方法等）を認める。
- ② グループ A 国（特に同盟国である米国）に所在し、日本の親会社による管理・指導が良好と認められる海外子会社向けに限り、最終用途や実績報告等の条件履行を前提とし、失効要件の緩和（民生ロケットや無人航空機用途の除外、または同一継続取引を除外し、新規取引に限定する等）を認める。

(5) 人件費の安さから、グループ A 国を本社とする企業（ドイツ、イギリスなど）が、ルーマニアやスロベニアなどに製造拠点を設けることが多いが、ルーマニアやスロベニアはグループ A 国ではないため、その製造拠頭にリスト規制該当品を納入するには、個別の輸出許可が必要となる。納入に時間を要するため、結果として EU 内における販売活動に支障をきたし、日本製品のシェア低下につながっている。グループ A 国ではなくても、EU 加盟国であり、NATO にも加盟している国は安全保障上低リスクであることから、それらの国を特別一般包括許可の適用対象（特別一般包括許可の適用国の拡大）とするのが合理的だと考える。（クロアチア、エストニア、ラトビア、リトアニア、ルーマニア、スロバキア、スロベニア：計 7 カ国）

対象項番：輸出令別表第 1 4 項(24)、及び 外為令別表 4 項(1)

条件：需要者が確定しているときに限る、事後報告の実施

上記 7 カ国は MTCR 未加盟国ではあるが、EU Regulation において、対象項番を EU 域内（ドイツなど）から上記 7 カ国へ移転する場合、輸出国（ドイツなど）の許可不要で輸出が可能。

また EAR において、米国から上記 7 カ国へ対象項番を輸出する際は、輸出許可が必要だが、それは上記 7 カ国に限ったことではない。（米国から日本やドイツ等へ、対象項番を輸出する際も、同様に輸出許可が必要）。

そのため、EU においても米国においても、上記 7 カ国は特別に危険視されておらず、懸念は低い。



IV. その他の制度・手続に関する要望

1. 現状

「需要者のあり方」について、CISTEC 制度手続分科会におけるこれまでの活動を通して、法令上の解釈と通常商慣習上の解釈とのギャップを低減すべく、意見交換等を通して理解の共有化を進めてきた。その結果、事前同意手続の対象となる需要者の明確化等、一定の成果に繋がったと考える。

しかし、個別取引の細部にまで目を向けると、特定の特例の適用範囲や、誓約書等の許可申請手続の面他において、一部制度の見直しを含む明確化、改善の余地があると思料する。

2. 要望

(1) 使用技術特例に関する運用の合理化・明確化

使用技術特例（貿易外省令第9条第2項第十二号、及び第十三号）において、提供する相手先は限定されている（第十二号：買主、荷受人、需要者 第十三号：取引の相手方、利用する者）。そのため、当該貨物又はプログラムの据付作業や修理等を、仲介者（商流に関わった会社に限る）が行う場合、現行では本特例の対象外となり、別途輸出許可申請が必要となっている。

輸出又は役務取引の許可申請の際に、商流に携わった会社すべて（仲介者も含め）が審査対象となっていることから、本特例にて適用できる相手先を、「商流に関わった会社すべて」に拡大しても、何ら影響ないと考える。

5年前の COVID-19 の世界的な流行で人の移動が制限されたことから、据付作業や修理等に関するサービス業務を現地側の代理店に委託することが増え、また COVID-19 の終焉後も継続して、現地側の代理店に委託（日本国内での需要が頭打ちとなって、海外輸出を積極的に行っており、迅速に対応できることから、現地側の代理店へサービス業務を委託）しており、使用技術特例の見直しの余地がある。

(2) プログラム更新を伴う技術提供に係る運用の緩和

過去に許可を取得して輸出したり規制該当プログラム（使用のプログラムに限る）の「更新バージョン（バージョンアップ、ただし貨物の性能パラメータを向上させないこと）」を、需要者へ送る場合に、バグ修正以外の修正及び、機能面での限定的な更新により、貿易外省令第9条第2項第十四号の特例が使えず、役務取引許可申請を再度、実施している。現状、更新プログラムであっても、プログラムの新規購入と同じ申請が必要で、書類の用意の煩雑さ（誓約書も必要）と、審査に時間を要することから、海外需要者より日本製品は使いにくいと言われ、海外市場での競争力低下に繋がっている。そのため、当初の提供時に取得した役務取引許可と内容が一致する（需要者名、住所、使用用途）場合は、更新プログラムを海外現地へ提供した後に貴省へ報告するといったように、新たな許可申請を要しない運用のご検討を願いたい。また、検討の結果、許可申請なしでの運用が厳しいのであれば、許可申請書類の緩和（誓約書は不要）の検討を願いたい。

(3) 輸出許可申請書への住所記載ルールの明確化

運用通達 別表3 1-3-1、1-3-2、1-3-3 において、「契約書に記載されている住所を記載する」と明記されている。また 1-3-3 では、「契約書で確認できない場合は、（～略～）貨物の管理責任を負える者の住所（通常は本社）を記載する」と明記されている。

しかし現状、輸出許可申請の際に、契約書に記載の住所を記入すると、「本社住所を記載（なお、契約書に本社住所は記載されていない）する」ように貴省に指導され、誓約書も取り直す事態が発生している。

運用通達の内容と現状の輸出許可申請の手に乖離があり、申請者にとって対応に苦慮することも想定されるため、明確化を願いたい。なお、本社の所在国と、契約書に記載の所在国が

異なるケースも想定でき（例 1：タックスヘイブンのように本社だけ別の国に設置、例 2：その国では登記せず、営業所だけを設置など）、契約書等で本社住所が特定できない場合（運用通達 別表 3 1-3-3 に記載）だけでなく、全てのケースにおいて、「本社住所を必ず記載しなければならない」とする確たる理由が見受けられない故、運用通達で掲げられている通り（契約書に記載されている住所を記載する）の運用への統一化を願いたい。

（4）法定誓約書（EUC）に関する手続の合理化・明確化

- ① 署名者（代表者・委任を受けた者）を懸念に応じて拡大、又は電子署名化の導入
- ② 登記簿との関係等で矛盾のある EUC サイナーの明確化

経産省の HP に記載の Q&A の、「全貨物共通」、4.誓約書の Q17 に記載の通り、主にタイ向けの場合、登記簿に記載の通りの誓約書署名（社印の押印、場合によっては複数名の署名）を輸出許可申請時に求められる。

誓約書は本来、代表者の署名だけが求められるにもかかわらず（提出書類通達 別記 2 及び別記 3 - 1 に記載）、タイ向けだけが結果として厳しい運用となっている。我が国とタイは、防衛協定（日タイ防衛装備品・技術移転協定）を結んでいることから、我が国にとっての懸念国ではなく、タイだけ厳しい運用となっている現状は不相当と考える。また、複数名の署名は、誓約書の入手の負荷が高い。タイ向けも、他国と同様の運用（代表者 1 名による署名）の検討を要望する。

（5）該非判定に係る制度面の整備について

- 1) 現状認識：輸出者自身による該非判定が原則となっている。出荷件数が多数となる場合、また他社製品の輸出となる場合、輸出者として、該非判定に係る業務負荷、また判定結果へのリスクが伴う事象も発生しうる。この該非判定の輸出者への偏重は、判定の迅速性、機動力を後退させ、結果、日本の輸出の国際競争力を低下させているケースも想定される。
- 2) 要望・提言事項：以下の 2 つを掲げる。

- ① 該非事前教示サービスの整備（判定の負荷低減、判定結果の斉一性の確保）：

現在、該非判定や法令解釈等に関し貴省宛て問合せは行える運用とはなっているが、貨物の本邦への輸入時に使用できる“事前教示”（“事前教示”=通関申告を予定する貨物につき、関税率法別表の適用上の所属他を税関が回答）制度と同様の制度の導入を検討頂きたい。輸入申告に係る“事前教示”制度は、通関において適正かつ迅速な申告に資するものとして、本邦の輸入関連法規の執行当局（税関）が制度化しているものである。本邦からの輸出に関し、該非判定が必須の現在の輸出管理でも同様の制度導入の検討は非常に有用と考える。具体的には、輸出等をしようとする貨物等の輸出令別表第 1 或いは外為令別表(以下、別表等)での分類につき、貴省（或いは貴省管下組織）より教示頂く制度・サービスの導入。（韓国、米国（EAR Part748/ECCN 判定請求）、独（BAFA による該非判定サービス）では公での該非判定制度・サービス有り）貨物等の別表等に基づく該非判定について、外為法及び関連法規を所管する貴省から回答・教示頂けることは、企業側での該非判定に係る業務負荷を低減させるだけでなく、判定上での誤謬の解消、判定結果の斉一性の確保に繋がる。これにより輸出者での該

非判定に係る労力の削減、それに伴う用途・需要者等確認への更なる注力が可能となり、輸出管理の実効性を高めることに資すると考える。

尚、当該の該非判定に係る判定制度・サービスに関わらず、貨物等のメーカーや代理店から適正・的確な該非判定書が供されることが輸出者の順法の輸出手配・手続に欠くことが出来ない。従い、引き続き貴省からの企業宛て該非判定の指導支援を御願いと共に、必要に応じ、メーカーや代理店に対し適正な該非判定の提供の履行の通知等も改めてご検討願いたく。

② Voluntary Self-disclosure による措置軽減：

仕入先の該非判定に基づき結果の誤りが起因となった無許可輸出についてその事実を輸出者として認知し、輸出者が自主判断・管理で貨物を日本に積み戻し或いは揚げ地で廃棄し、貴省にその旨を報告した場合について、自主的に報告した企業と法令等違反を報告しなかった企業との公平性も留意した上で経産省からの審査及び指導に強弱をつける。（強の例：輸出者の輸出管理体制の有効性の精査まで踏み込んだ審査及び指導、弱の例：該非の判定に係る注意喚起に留まる指導等）現状、違反した輸出者は、貴省に対し原因究明と再発防止を報告する制度となっている。然しながら、その後、審査に要される期間・時間に鑑みると、貨物を使用できない海外ユーザーの信頼低下にも繋がりがねない。（ただし役務については提供後の技術データが複製される可能性が高く、電子メールで送付された場合においても利用する者から当該データを削除した旨の報告・連絡を入手したところでその蓋然性が担保されないことから、貴省の審査及び指導に強弱をつけるべきではないと考える。）

尚、輸出者にとり、貨物・技術が自社製品でない場合、仕入先、メーカー等から適正・的確な該非判定書が提供されることが非常に重要であり、引き続き貴省からの企業宛ての該非判定の指導支援、メーカーや代理店に対する適正な該非判定書の提供の履行の通知等も改めてお願いしたい。

以上

【参考資料】

*1 : § 740.10 License Exception Servicing and replacement of parts and equipment (RPL)

(a)(2)(iii)

The parts, components, accessories, or attachments to be replaced must either be destroyed abroad or returned promptly to the person who supplied the replacements, or to a foreign firm that is under the effective control of that person.

(b)(2)(i)

Definition. “Servicing” as used in this section means inspection, testing, calibration or repair, including overhaul and reconditioning. The servicing shall not have improved or changed the basic characteristics (e.g., the accuracy, capability, performance, or productivity) of the commodity or software as originally authorized for export or reexport.

*2 : § 740.9 Temporary imports, exports, reexports, and transfers (in-country) (TMP)

(b)(3)

Return of foreign-origin items. A foreign-origin item may be returned under this license exception to the country from which it was imported if its characteristics and capabilities have not been enhanced while in the United States, except that no foreign-origin items may be returned to Cuba.

*3 : § 740.4 Shipments to Country Group B countries (GBS).

License Exception GBS authorizes exports and reexports to Country Group B (see Supplement No. 1 to part 740), except Sudan and Ukraine, of those commodities where the Commerce Country Chart (Supplement No. 1 to part 738 of the EAR) indicates a license requirement to the ultimate destination for national security reasons only and identified by “GBS—Yes” on the CCL. See § 743.1 of the EAR for reporting requirements for exports of certain commodities under License Exception GBS.

* 4 : ANNEX II UNION GENERAL EXPORT AUTHORISATIONS

The following sections set out the Union general export authorisations for certain exports.

A. EXPORTS TO AUSTRALIA, CANADA, ICELAND, JAPAN, NEW ZEALAND,
NORWAY, SWITZERLAND, INCLUDING LIECHTENSTEIN,
THE UNITED KINGDOM AND THE UNITED STATES

*5 : § 740.24 Implemented Export Control (IEC).

(a) *Scope.* License Exception Implemented Export Controls (IEC) authorizes exports, reexports, and transfers (in-country) in accordance with *License Exception IEC Eligible Items and Destinations*, see [paragraphs \(b\)](#) and [\(c\)](#) of this section.

(b) *Eligible items and destinations.* License Exception IEC authorizes specified items to be exported, reexported, or transferred (in-country) to, among, or within specified destinations, as identified for each respective item, in accordance with *License Exception IEC Eligible Items and Destinations*. See [paragraph \(c\)](#) of this section.

(c) *Incorporation by reference.* *License Exception Implemented Export Controls (IEC) Eligible Items and Destinations*, last modified September 17, 2024, is incorporated by reference into this section with the approval of the Director of the Federal Register under [5 U.S.C. 552\(a\)](#) and [1 CFR part 51](#). This material is available for inspection at the BIS and at the National Archives and Records Administration (NARA). Contact BIS at: BIS Office of National Security Controls, phone: 202-482-0092; email: LicenseExceptionIEC@bis.doc; website: www.bis.gov. For information on the availability of this material at NARA, visit www.archives.gov/federal-register/cfr/ibr-locations or email fr.inspection@nara.gov. The material may be obtained from BIS and is available for inspection on the BIS website at www.bis.gov/IEC.